



2025年10月17日

各 位

会社名 株式会社ストライク

代表者名 代表取締役社長 荒井 邦彦

(証券コード:6196 東証プライム)

問合せ先 取締役兼執行役員 中村 康一

(TEL 03-6895-6196)

会社分割による持株会社体制移行に伴う吸収分割契約の締結及び 定款の一部変更(商号及び事業目的等の一部変更)に関するお知らせ

当社は、2025年9月19日付「会社分割による持株会社体制への移行準備開始及び子会社(分割準備会社)設立に関するお知らせ」において、2026年4月1日を目途に会社分割の方式により持株会社体制へ移行する旨を公表しております。

当社は、本日開催の臨時取締役会において、当社の 100%子会社との吸収分割契約締結を承認すること(以下、かかる吸収分割契約に基づく吸収分割を「本件吸収分割」といいます。)を決議しましたのでお知らせいたします。

また、持株会社体制への移行に伴い、当社の商号を 2026 年4月1日付(予定)で「株式会社ストライクグループ」に変更するとともに、その事業目的を持株会社体制移行後の事業に合わせるべく、定款の一部変更を行うことも決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

なお、本件吸収分割及び定款の一部変更(商号及び事業目的等の一部変更)につきましては、2025年12月23日開催予定の当社定時株主総会決議による承認が得られることを条件に実施いたします。

また、本件吸収分割は当社の100%子会社に事業を承継させる会社分割であるため、開示事項・内容を一部省略しております。

記

- I. 会社分割による持株会社体制への移行
- 1. 持株会社体制への移行の背景・目的

当社は、「世界を変える仲間をつくる。」をミッションに掲げ、多くの魅力ある企業・事業を将来に継続、発展させていくことを目的として、主力のM&A仲介事業の拡大及び周辺事業への展開を進めてまいりました。

今後、当社のさらなる事業拡大や企業価値向上のためには、機動的かつ柔軟な経営 判断を可能にするグループ運営体制を構築することが望ましいと判断し、持株会社体 制へ移行することとしました。本件吸収分割は、かかる持株会社体制への移行の一環 として行うものであります。

これにより持株会社がグループ全体の経営戦略、M&A戦略、ガバナンス強化などの推進を行い、事業会社は既存事業のさらなる成長及び新たな事業領域の拡大に集中することで、M&Aのあらゆる過程を最適な体制で支援する総合コンサルティング企業を目指します。

2. 持株会社体制への移行の要旨

(1) 本件吸収分割の日程

分割準備会社設立取締役会	2025年9月19日
分割準備会社の設立	2025年10月1日
吸収分割契約承認臨時取締役会	2025年10月17日
吸収分割契約締結	2025年10月17日
吸収分割契約承認定時株主総会	2025年12月23日 (予定)
吸収分割の効力発生日	2026年4月1日 (予定)

(2) 本件吸収分割の方式

当社を分割会社とし、分割する事業を当社が100%出資する分割準備会社に承継させ、2026年4月1日を目途に持株会社体制へ移行する予定です。また、当社は、持株会社として引き続き上場を維持いたします。

(3) 本件吸収分割に係る割当ての内容

当社が承継会社の発行済株式の全部を所有していることから、本件吸収分割に際して、承継会社は承継対象権利義務の対価の交付を行いません。

- (4) 本件吸収分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い 当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。
- (5) 本件吸収分割により増減する資本金 本件吸収分割による当社の資本金の増減はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

承継会社は、効力発生日において、本件対象事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務を吸収分割契約書に定める範囲において当社から承継します。なお、 当社から承継する債務については、重畳的債務引受の方法によるものといたします。

(7)債務履行の見込み

当社は、本件吸収分割後に予想される当社及び承継会社の資産及び負債の額ならびに収益状況について検討した結果、当社及び承継会社の負担すべき債務については、履行の確実性に問題がないものと判断しております。

3. 本件吸収分割の当事会社の概要

		分割会社		承継会社		
		(2024年9月30日現	在)	(2025年10月1日設立時)		
(1)	名称	株式会社ストライク		株式会社ストライク分割準備会社		
(2)	크로- /- - 제6	東京都千代田区大手町1丁目2番1		東京都千代田区大手町1丁目2番1		
(2)	所在地	号		号		
(3)	代表者の役 職・氏名	代表取締役社長 荒井 邦彦		代表取締役社長 荒井 邦彦		
(4)	事業内容	M&A 仲介事業		M&A 仲介事業		
(5)	資本金	823 百万円		10 百万円		
(6)	設立年月日	1997年7月11日		2025年10月1日		
(7)	発行済株式 数	19,354,200 株		200 株		
(8)	決算期	9月末		9月末		
(9)	大株主及び 持株比率	株式会社 K & Company 荒井 邦彦 日本マスタートラスト信託 銀行株式会社(信託口) 株式会社日本カストディ銀 行(信託口) 鈴木 伸雄 大同生命保険株式会社(常 任代理人株式会社日本カス トディ銀行) MSIP CLIENT SECURITIES(常任代理人 モルガン・スタンレーMU F G証券株式会社)	28.12% 16.02% 8.15% 3.48% 2.81% 2.59%	株式会社ストライク	100%	
		金田 和也	1.41%			

	STA	STATE STREET BANK		ET BANK	
AND TRU		D TRUS	TRUST COMPANY 1.24%		
	505001 (常任代		任任	代理人株式会 1.24%	'
	社み	みずほ銀	行	夬済営業部)	
	石均	冢 辰八		1.12%	
		- H K	汉	分割会社が承継会社の	発行済株式の 100%を保有しておりま
小車 7	貝	本関	尔	す。	
(10) 当事会社間	人	的関	系	分割会社より取締役2	名を派遣しております。
の関係	Hin	31 BB .	11 BB <i>1</i> 5	事業を開始していないため、現時点では分割会社との取引は	
収		引関係		ありません。	
(11) 直前事業年度の財政状況及び経営成績					
	2024		24	年9月30日(単体)	2025 年 10 月 1 日(単体)
純資産		18,470 百万円		18,470 百万円	10 百万円
総資産		22,690 百万円		22,690 百万円	10 百万円
1株当たり純資産		961.84 円		961.84 円	50,000 円
売上高		18,138 百万円		18,138 百万円	_
営業利益		6,772 百万円		6,772 百万円	_
経常利益		6,772 百万円			_
当期純利益		4,955 百万円			_
1株当たり当期純利益		258.04 円 —			

- (注) 1.分割会社は、2026年4月1日付で「株式会社ストライクグループ」に商号変更予定です。
 - 2.承継会社は、2026年4月1日付で「株式会社ストライク」に商号変更予定です。
 - 3.承継会社におきましては最終事業年度が存在しないため、その設立の日における貸借対照表載項目のみ表記しております。

4. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

M&A 仲介事業

(2) 分割する部門の経営成績(2024年9月期)

	分割事業(a)	当社実績(b)	比率(a÷b)
売上高	18,138 百万円	18,138 百万円	100%

(3) 分割する資産、負債の項目及び金額(2024年9月30日現在)

j	資産	負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	623 百万円	流動負債	265 百万円
固定資産	10 百万円	固定負債	
合計	633 百万円	合計	265 百万円

(注) 上記金額は2024年9月30日現在の貸借対照表を基準として算出しているため、実際に承継される額は、上記金額に効力発生日までの増減を調整した数値となります。

5. 本件吸収分割後の状況 (2026年4月1日 (予定))

	分割会社	承継会社
(1) 名称	株式会社ストライクグループ	株式会社ストライク
	(2026年4月1日付で「株式	(2026年4月1日付で「株式会
	会社ストライク」より商号変	社ストライク分割準備会社」よ
	更予定)	り商号変更予定)
(2)所在地	東京都千代田区大手町1丁目	東京都千代田区大手町1丁目
	2番1号	2番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 荒井 邦彦	代表取締役社長 荒井 邦彦
(4) 事業内容	グループ会社の経営管理等	M&A 仲介事業
(5)資本金	823 百万円	10 百万円
(6)決算期	9月末	9月末

6. 今後の見通し

本件吸収分割は、当社の100%子会社へ事業を承継させる吸収分割であるため、 当社の業績に与える影響は軽微であります。

Ⅱ.定款の変更(商号及び事業目的等の一部変更)

- 1. 定款の変更の理由
- (1) 持株会社体制への移行に際して、当社の商号を「株式会社ストライクグループ」に変更し、事業目的を持株会社としての経営管理等に変更するものです。 また、当社グループの事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、事業 目的の追加及び機動的な資本政策の実行を可能とするため、発行可能株式総数 を変更するものであります。
- (2) その他、字句の修正等所要の変更を行うものであります。
- 2. 定款の変更の内容 変更内容は別紙のとおりであります。

3. 定款の変更の日程

本定款変更の承認株主総会	2025年12月23日 (予定)
本定款変更の効力発生日	2026年4月1日 (予定)

以上

[別紙]

定款変更の内容

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
(商号)	(商号)
第1条	第1条
当会社は、株式会社ストライクと称し、英名	当会社は、株式会社ストライクグループと称
で <u>Strike Company, Limited</u> と表示する。	し、英名で <u>Strike Group Co., Ltd</u> .と表示す
	る。
(目的)	
第2条	(目的)
当会社は、次の業務を営むことを目的とす	第2条
ప .	当会社は、次の業務 <u>(第 17 号を除く)</u> を営
	むこと及び次の業務を営む会社(外国会社を
	含む。)、組合(外国における組合に相当する
	ものを含む。) その他これらに準ずる事業体

- 1. (記載省略)
- 2. 企業の合併等の組織再編行為、資本提携、業務提携の仲介及びアドバイザリー業務
- 3. 企業の事業譲渡及び事業用資産の売買の 仲介及びアドバイザリー業務
- 4. 企業経営、資産運用、事業承継に関する 企画の立案並びにコンサルティング

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

- 5. デュー・デリジェンス業務
- 6. 企業価値の評価
- 7. 講演会、セミナー等の企画及び開催
- 8. 書籍、原稿の企画及び執筆
- 9. 経理事務の代行
- <u>10</u>. インターネット等のオンラインを利用した広告
- 11. 有価証券の投資、売買並びにその他の投資

(新設)

(新設)

12. 金融商品取引法に規定する金融商品仲介 業

(新設)

の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- 1. (現行どおり)
- 2. 企業の合併等の組織再編行為、<u>事業譲</u> 渡、資本提携、業務提携、事業用資産の売買 の仲介及びアドバイザリー業務
- 3. (2. と統合し削除)
- 3. 企業経営、資産運用、事業承継<u>、事業戦</u>略、企業再生に関する企画の立案並びにコンサルティング業務
- 4. 市場調査、市場分析、マーケティング情報収集及び分析業務
- 5. 会計、財務に関するコンサルティング業 務
- 6. 企業の財務内容の調査及びビジネスプランの作成業務
- 7. 経営指導のための企業管理及び経営受託
- 8. デュー・デリジェンス業務
- 9. 企業価値の評価
- 10. 講演会、セミナー等の企画及び開催
- 11. 書籍、原稿の企画及び執筆
- 12. 経理事務の代行
- <u>13.</u> インターネット等のオンラインを利用した広告
- 14. 有価証券の投資、売買並びにその他の投資
- 15. 投資事業組合財産の保有、管理、運用及 び取得等の投資事業
- 16. 投資に関する調査、研究及びコンサルティング並びに企業への投資の斡旋
- <u>17</u>. 金融商品取引法に規定する金融商品仲介業

13. 前各号に付帯する一切の業務

第3条~第5条 (条文省略)

第6条

当会社の発行可能株式総数は <u>6</u>0,000,000 株とする。

第7条~第37条 (条文省略)

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置) (記載省略)

(新設)

18. 前各号に掲げる業務を営む会社の株式を 所有することにより、当該会社の事業活動を 支配・管理する業務

19. 前各号に付帯する一切の業務

第3条~第5条 (現行どおり)

第6条

当会社の発行可能株式総数は <u>7</u>0,000,000 株 とする。

第7条~第37条 (現行どおり)

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 (現行どおり)

(効力発生日)

第2条

第1条(商号)及び第2条(目的)の変更は、2025年12月23日開催予定の定時株主総会に付議される吸収分割契約の承認の件が原案どおり承認可決されること及び上記吸収分割契約に基づく吸収分割の効力が発生することを条件として、当該吸収分割の効力発生日である2026年4月1日に効力が生じるものとする。なお、本条は、効力発生日をもってこれを削除する。